

東海市公告第70号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、書類は、東海市役所総務部税務課（1階）において保管し、いつでも交付する。

令和6年4月12日

東海市長 花田勝重

送達を受けるべき者の 住所地等（所在地等） 及び氏名（名称）	別紙のとおり
送達すべき書類の名称	令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知書

備考 この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公告の日から起算して7日を経過したときに、送達を受けるべき者に送達したものとみなされる。